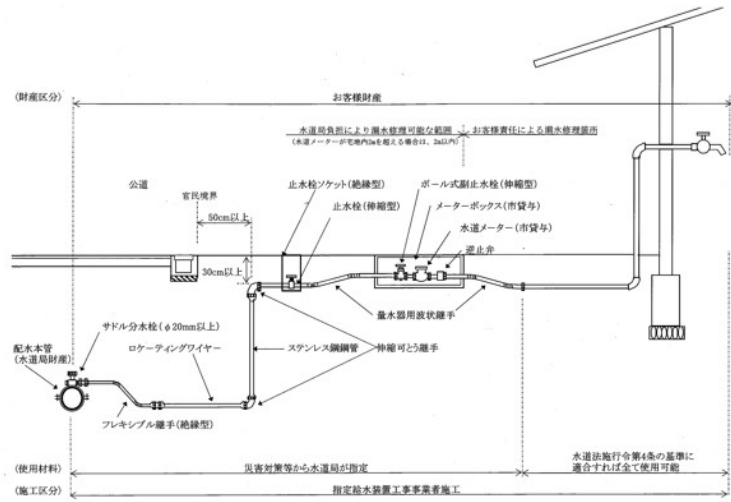
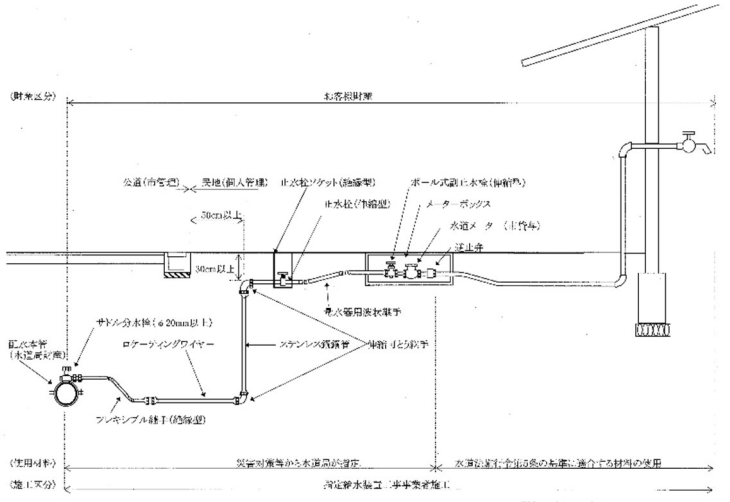


給水装置工事設計施工指針 新旧対照表

番号	現行	改正(案)
<p>P.2</p> <p>2. 増設工事 水道メーター口径を変更しない給水装置工事をいう。 (中略)</p> <p>2. について 既にあるメーターの口径を変更せずに建て替えや増築等に伴う給水装置工事をいう。 なお、建物等を取り壊し、一栓立ち上げのみを残す場合は増設工事（簡易）とする。</p> <p>P.2</p> <p>4. について 廃止する場合は、給水装置廃止届を提出する。</p>	<p>P.2</p> <p>2. 増設工事（簡易増設工事） 水道メーター口径を変更しない給水装置工事をいう。 (中略)</p> <p>2. について 既にあるメーターの口径を変更せずに建て替えや増築等に伴う給水装置工事をいう。 なお、建物等を取壊し1栓のみを設置する場合、水栓数の増減のみの場合、止水栓及び水道メーターの位置を変更する場合、同一箇所での部分的な給水管を更新する場合（道路路を除く）、同容量の受水槽を更新する場合は、増設工事（簡易）とする。</p> <p>P.3</p> <p>4. について 廃止する場合は、給水装置廃止届を提出する。 廃止に際しては、既設給水管の分岐元を分水止め、撤去を行い、撤去状況が確認できる現場管理写真を提出すること。なお、公道・私道上の分水止めについては、分岐時同様に職員の立会い施工とする。</p>	
<p>P.6</p>  <p>(財庫区分) お客様財産</p> <p>水道局負担により漏水修理可能な範囲 (水道メーターが宅内側にある場合は、2452P)</p> <p>水道局責任による漏水修理範囲</p> <p>公道 官民境界 50cm以上 30cm以上</p> <p>止水栓ソケット(絶縁型) 止水栓(伸縮型) ボール式耐止水栓(伸縮型) メーターボックス(市貨身) 水道メーター(市貨身) 差止弁</p> <p>量水器用取付継手 ステンレス鋼管 伸縮可とう継手</p> <p>サドル分水栓(φ20mm以上) ロケティングワイヤー フレキシブル継手(絶縁型)</p> <p>配水本管(水道局財産)</p> <p>(使用材料) 現場対策等から水道局が指定 水道法施行令第4条の基準に適合すれば全て使用可能</p> <p>(施工区分) 指定給水装置工事業者施工</p> <p>(注) ○土練りに注意 ○使用管種に注意</p>	<p>P.6</p>  <p>(財庫区分) お客様財産</p> <p>公道(市管型) 農地(個人管理) 止水栓ソケット(絶縁型) ボール式耐止水栓(伸縮型) メーターボックス 水道メーター(市貨身) 差止弁</p> <p>50cm以上 30cm以上</p> <p>量水器用取付継手 ステンレス鋼管 伸縮可とう継手</p> <p>サドル分水栓(φ20mm以上) ロケティングワイヤー フレキシブル継手(絶縁型)</p> <p>配水本管(水道局財産)</p> <p>(使用材料) 現場対策等から水道局が指定 水道法施行令第4条の基準に適合すれば全て使用可能</p> <p>(施工区分) 指定給水装置工事業者施工</p> <p>(注) ○土練りに注意 ○配水管種に注意</p>	

注記 新規

P.11

8. メーター回り

- (1) 分岐から副止水栓までは、ステンレス鋼管を使用する。
- (2) 既設ライニング鋼管は、ステンレス鋼管に布設替えし、副止水栓、逆止弁の設置使用を確認する。
- (3) メーターユニットを使用するときは、既設ライニング鋼管を使用できる。

P.35

貯水槽式給水における貯水槽への給水量は、貯水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。一般に貯水槽への単位時間当たり給水量は、1日当たりの計画使用水量（計画1日使用水量）を使用時間で除した水量とする。

計画1日使用水量は、建物種類別単位給水量・使用時間・人員（表 2-5-6）を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを十分考慮して設定する。

計画1日使用水量の算定には、次の方法がある。

- ① 使用人員から算出する場合
1人1日使用水量×使用人員（又は 単位床面積当たり人員×延床面積）
- ② 使用人員が把握できない場合
建築物の単位床面積当たりの使用水量×延床面積
- ③ その他 使用水量実績等による積算

※ メーター2次側（下流側・民地側）の使用材料については、水道法施行令第5条の基準に適合するものとする。

※ 引込み口径 50 mm以上の集合住宅、商業施設等における第一バルブ以降の使用材料は、水道法施行令第5条の基準に適合するものとする。

（平成31年度の改正による）

P.11

8. メーター周り

水道メーター周りに使用する使用材料については、水道法施行令第5条の基準に適合するものとする。

水道メーターの設置にあたっては、メーターユニット型ボックス、メーターセット型ボックスを使用することができる。

（平成31年改正による）

P.35

貯水槽式給水における貯水槽への給水量は、貯水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。一般に貯水槽への単位時間当たり給水量は、1日当たりの計画使用水量（計画1日使用水量）を使用時間で除した水量とする。

単位時間当たりの給水量 (m³/h) = 1日当たりの計画使用水量 (m³) ÷ 使用時間 (h)

1日当たり計画使用水量は、建物種類別単位給水量・使用時間・人員（表 2-5-6）を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを十分考慮して設定する。

1日当たり計画使用水量の算定には、次の方法がある。

表 2-5-6 業種別計画 1日使用水量

番号	改ページ	業 種	単位	水量単位: m ³	
				使用水量 (設計対象給水量)	
1		一般住宅	1戸	1.0	
2		ワンルームマンション	1戸	0.5	
3		独身寮 A 食堂施設のある所	1人	0.5	
		独身寮 B 食堂施設の無い所	1人	0.25	
4		食品店舗 A バー、キャバレー、スナック等	100㎡	7.0	
		食品店舗 B 喫茶、飲食店	100㎡	12.0	
5		食品以外の店舗 水を使用する店舗は除く	1戸	1.0	
6		事務所	100㎡	2.0	
7		銀行	100㎡	1.5	
8		デパート	100㎡	2.5	
9		スーパーマーケット	100㎡	3.0	
10		ホーリング場	100㎡	1.5	
11		ゾーフランド・サウナ	100㎡	10.0	
12		駐車場	100㎡	0.1	
13		会館 喫茶、食堂は除く	100㎡	2.0	
14		映画館	100㎡	3.0	
15		ファミリーレストラン	100㎡	9.0	
16		幼稚園・小学校 教職員を含む	1人	0.06	
17		中・高・大学校	1人	0.05	
18		養護施設・老人ホーム	1人	0.5	
		職員	1人	0.2	
19		タクシー会社 洗車等	1台	0.5	
20		ホテル A モデル、特殊浴場を含む	1室	2.0	
		ホテル B 食堂、喫茶、事務所等別途	1部屋	1.0	
		ホテル C ビジネスホテル(食堂別途加算)	1部屋	0.5	
21		青果物店 住居は含まず	1店	1.5	
22		精肉店	1店	1.0	
23		鮮魚店	1店	3.5	
24		寿司店	1店	3.0	
25		豆腐店	1店	5.0	
26		写真店	1店	3.0	
		(取次店)	1店	1.0	
27		クリーニング店	1店	5.0	
		(取次店)	1店	1.0	
28		コインランドリー	1台	0.5	
29		美容院	1基	0.5	
30		理髪店	1基	1.0	
31		病院	1床	1.0	
32		医 院 眼科、内科、外科、小児科	1戸	4.0	
33		産婦人科	1床	1.0	
34		歯 科	1台	0.5	
35		ガソリンスタンド	100㎡	2.0	

表 2-5-6 業種別計画 1日使用水量 (参考値)

番号	業 種	単位	水量単位: m ³	
			使用水量 (設計対象給水量)	使用時間 (h/d)
1	一般住宅	1戸	1.0	15
2	一般住宅 ワンルームマンション	1戸	0.5	15
3	独身寮 A 食堂施設のある寮	1人	0.5	10
	独身寮 B 食堂施設の無い寮	1人	0.25	10
4	食品店舗 A バー、キャバレー、スナック等	100㎡	7.0	-
	食品店舗 B 喫茶、飲食店	100㎡	12.0	12
5	食品以外の店舗 水を使用する店舗を除く	100㎡	1.0	-
6	事務所	100㎡	2.0	10
7	銀行	100㎡	1.5	-
8	デパート	100㎡	2.5	12
9	スーパーマーケット	100㎡	5.0	12
10	ホーリング場	100㎡	1.5	-
11	ゾーフランド・サウナ	100㎡	10.0	-
12	駐車場	100㎡	0.1	-
13	会館 喫茶、食堂は除く	100㎡	2.0	-
14	映画館	100㎡	5.0	10
15	ファミリーレストラン	100㎡	9.0	12
16	幼稚園・小学校 教職員を含む	1人	0.06	7
17	中・高・大学校 教職員を含む	1人	0.05	6-9
18	養護施設・老人ホーム 職員に対する使用量	1人	0.5	8
	養護施設・老人ホーム 職員に対する使用量	1人	0.2	8
19	タクシー会社 車庫の洗車等を考慮	1台	0.5	-
20	ホテル A モデル、特殊浴場を含む	1部屋	2.0	-
	ホテル B 食堂、喫茶、事務所等は別途計上	1部屋	1.0	-
	ホテル C ビジネスホテル(食堂別途計上)	1部屋	0.5	15
21	青果物店 住居は含まない	1店舗	1.5	-
22	精肉店 住居は含まない	1店舗	1.0	-
23	鮮魚店 住居は含まない	1店舗	5.5	-
24	寿司店 住居は含まない	1店舗	5.0	-
25	豆腐店 住居は含まない	1店舗	5.0	-
26	写真店 住居は含まない	1店舗	5.0	-
	写真店(取次店)	1店舗	1.0	-
27	クリーニング店 住居は含まない	1店舗	5.0	-
	クリーニング店(取次店)	1店舗	1.0	-
28	コインランドリー 住居は含まない	1台	0.5	-
29	美容院 住居は含まない	1基	0.5	-
30	理髪店 住居は含まない	1基	1.0	-
31	病 院 住居は含まない	1床	1.0	-
32	医 院 眼科、内科、外科、小児科	1戸	4.0	-
33	産婦人科 住居は含まない	1床	1.0	-
34	歯 科 住居は含まない	1台	0.5	-
35	ガソリンスタンド	100㎡	2.0	-

※0 上記の使用時間は、衛生工場の夜間の稼働を参考とした。

P.47

表 2-6-8 口径別分岐戸数

主管 mm	主管管長 分岐管径mm 水圧Mpa	10.0m		20.0m		30.0m		50.0m		100.0m		150.0m		200.0m	
		20	25	20	25	20	25	20	25	20	25	20	25	20	25
20	0.15	1													
	0.20	2		1		1									
	0.25	2		2		1		1							
	0.30	2		2		2		1							
	0.35	2		2		2		1		1					
25	0.15	1	1	1	1	1	1								
	0.20	4	2	2	2	2	1	1	1	1					
	0.25	4	2	3	2	2	2	1	1	1	1				
	0.30	4	2	3	2	3	2	2	2	1	1	1	1		
	0.35	4	2	3	2	3	2	3	2	2	1	1	1	1	1
40	0.15	5	5	4	4	3	3	3	2	2	2	1	1	1	1
	0.20	8	6	7	6	7	5	5	4	3	3	3	2	2	2
	0.25	8	6	8	6	8	6	7	5	5	3	4	3	3	2
	0.30	8	6	8	6	8	6	8	6	6	5	5	3	4	3
	0.35	9	6	8	6	8	6	8	6	7	5	6	4	5	3
50	0.15	7	6	7	6	7	6	5	5	3	3	3	2	2	2
	0.20	13	10	12	9	12	9	9	8	7	5	6	4	5	4
	0.25	15	11	14	10	14	10	14	10	10	7	7	6	6	5
	0.30	15	11	15	10	14	10	14	10	12	8	10	7	8	6
	0.35	15	11	15	10	14	10	14	10	14	10	10	8	9	7
75	0.15									11	10	9	8	7	7
	0.20									15	10	15	10	13	10
	0.25									15	10	15	10	15	10
	0.30									15	10	15	10	15	10
	0.35									15	10	15	10	15	10

- (注1) 1戸当たりの水栓数は、分岐管径 20mm で 7~10 栓 (同時使用は 3 栓)、分岐管径 25mm で 11 栓以上 (同時使用は 4 栓) として計算した。
- (注2) 給水管長は、実延長数 (主管管長は、取り出し地点から管末までの延長をいう。) を使用すること (器具の損失水頭は含まれている)。
- (注3) 本表は、0.15MPa ~ 0.35MPa の場合の例であるので、実施に当たっては、本管の計画最小動水圧調査上本表を参考として取り扱うこと。
また、給水栓余裕水頭は 0.5 MPa として計算してある。
- (注4) 分岐管径 20mm が 2 栓ある場合は、主管を 25mm とする。

P.47

表 2-6-8 口径別分岐戸数

主管 mm	主管管長 分岐管径 水圧(MPa)	10.0m		20.0m		30.0m		50.0m		100.0m		150.0m		200.0m	
		20mm	25mm	20mm	25mm	20mm	25mm	20mm	25mm	20mm	25mm	20mm	25mm	20mm	25mm
40	0.15	5	5	4	4	3	3	3	2	2	2	1	1	1	1
	0.20	8	6	7	6	7	5	5	4	3	3	3	2	2	2
	0.25	8	6	8	6	8	6	7	5	5	3	4	3	3	2
	0.30	8	6	8	6	8	6	8	6	6	5	5	3	4	3
	0.35	9	6	8	6	8	6	8	6	7	5	6	4	5	3
50	0.15	7	6	7	6	7	6	5	5	3	3	3	2	2	2
	0.20	13	10	12	9	12	9	9	8	7	5	6	4	5	4
	0.25	15	11	14	10	14	10	14	10	10	7	7	6	6	5
	0.30	15	11	15	10	14	10	14	10	14	10	12	8	10	7
	0.35	15	11	15	10	14	10	14	10	14	10	14	10	10	8

- (注1) 1戸当たりの水栓数は、分岐管径 20mm で 7~10 栓 (同時使用は 3 栓)、分岐管径 25mm で 11 栓以上 (同時使用は 4 栓) として計算した。
- (注2) 給水管長は、実延長数 (主管管長は、取り出し地点から管末までの延長をいう。) を使用すること (器具の損失水頭は含まれている)。
- (注3) 本表は、0.15MPa ~ 0.35MPa の場合の例であるので、実施に当たっては、本管の計画最小動水圧調査の上、本表を参考として取り扱うこと。
また、給水栓余裕水頭は 0.05 MPa として計算してある。
- (注4) 分岐管径 20mm が 2 栓ある場合は、主管を 25mm とする。

P.50

(2) 共同住宅、商店、工場、事務所等の場合

水道メーターの適正使用流量範囲を使用し選定すること。

表 2-6-12 水道メーター適正使用流量

口径(mm)	形式	適正使用流量範囲(m ³ /h)		標準流量(m ³ /h)
		連続使用に 対する流量	使用最大 流量	
13	接線流羽根車単乾式	0.1 ~ 0.8	3	1.5
20	接線流羽根車複乾式	0.2 ~ 1.6	5	2.5
25	〃	0.23 ~ 1.8	6	3.0
40	接線流羽根車複湿式	0.6 ~ 4.8	16	8
50	たて型軸流羽根車湿式(統一型)	2 ~ 20	40	20
75	〃	4 ~ 40	80	40
100	〃	6 ~ 60	120	60
150	たて型軸流羽根車湿式	7.5 ~ 90	240	120

P.50

(2) 一般住宅以外の直結方式 及び 貯水槽方式の場合

「表 2-5-6 業種別計画 1 日水量」により算出した単位時間当たりの給水量が、「表 2-6-12 水道メーター適正使用流量」の使用最大流量を越えないよう口径を選定すること。

表 2-6-12 水道メーター適正使用流量

口径 (mm)	形□□式	適正使用流量範囲 (m ³ /h)		定水位弁	
		連続使用に 対する流量	使用最大流量 (※2)	単式	複式
13	接線流羽車単乾式	0.10□~□□1.00	2.5	13	□
20	接線流羽車複乾式	0.20□~□□1.60	4	13	□
25	接線流羽車複乾式	0.23□~□□2.50	6.3	20	□
40	接線流羽車複湿式	0.40□~□□6.50	16	□	25
50	たて型軸流羽根車湿式	1.25□~□□17.00	50	□	40
75	たて型軸流羽根車湿式	2.50□~□□27.50	78	□	50
100	たて型軸流羽根車湿式	4.00□~□□44.00	125	□	75

【一般社団法人日本計量機器工業連合会の資料】より

※1 表中の口径は給水管及び水道メーターの口径を示し、口径 150 mm 以上については、管理者と協議すること。

※2 当該数値は 10 分/日以内の場合の一時的使用許容流量を示す。

$$\text{計画水量 (m}^3/\text{h)} = \text{計画 1 日使用水量 (単位給水量} \times \text{人または床)} \div \text{使用時間}$$

P.50

(3) 貯水槽の場合

表 2-6-13 貯水槽の場合の給水管と水道メーター口径

種別 使用水量(m ³ /日)	給水管 口径	水道メー タ口径	定水位弁	
			単式	複式
6.0以下	φ 20	φ 13	φ 13	
6.0を超え 12.0以下	φ 20	φ 20	φ 13	
12.0を超え 15.0以下	φ 25	φ 25	φ 20	
15.0を超え 36.0以下	φ 50	φ 40		φ 25
36.0を超え 60.0以下	φ 50	φ 50		φ 40
60.0を超え 180 以下	φ 75	φ 75		φ 50
180 を超え 288 以下	φ 100	φ 100		φ 75
288 を超え 540 以下	φ 150	φ 150		φ 100
540 を超え 936 以下	φ 200	φ 200		φ 150

(注) φ 40mmの使用箇所は第一バルブ以降とする。

P.50

(3) 貯水槽の定水位弁について

表 2-6-13 貯水槽の場合の給水管と定水位弁 (参考)

給水管 口径 (mm)	メーター 口径 (mm)	定水位弁		備考
		単式	複式	
φ 20	φ 13	φ 13	-	
φ 20	φ 20	φ 13	-	
φ 25	φ 25	φ 20	-	
φ 50	φ 40	-	φ 25	
φ 50	φ 50	-	φ 40	計画 1 日使用水量が 150m ³ 以上の時は、 流入時間を制限し、夜間給水(22時~6 時)とする。 日最大使用水量に相当する貯水槽を設置す る。
φ 75	φ 75	-	φ 50	
φ 100	φ 100	-	φ 75	
φ 150	φ 150	-	φ 100	
φ 200	φ 200	-	φ 150	

(注 1) 本表は、給水管口径及び水道メーター口径に対する定水位弁の規格を示したものである。

(注 2) φ 40 mmの使用箇所は、第一バルブ以降とする。

P.51

3-1 基準適合品使用の原則

給水装置は、水道法施行令第5条の給水装置の構造及び材質の基準（以下構造・材質基準）のうち、該当する性能を満たしたものでなければならない。

基準適合品の確認は、製品ごとに異なることから、それぞれにあった方法で行うこと。

ただし、メーターの1次側（メーターまわりを含む）で使用する給水装置については、災害等による給水装置の損傷の復旧を、迅速かつ適切に行えるようにするために、管理者が指定した構造及び材質のものを使用するものとする。

P.52

3-2 給水材料の区分、使用場所

3-2-1 管種

メーターの1次側（メーターまわりを含む）で使用できる管類は次表とおりとす。また、メーターの2次側については、給水装置の構造及び材質基準によるものとする。

表 3-2-1 給水装置に使用できる管類

区分	管種	用途	規格	使用口径	記号	規格	備考
全 管 種	防食処理鋼管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA-K-116	φ40mm以上	VLGP	SGP-YD	使用箇所は第一バルブ以降
	ダクタイル 鋳鉄管	水道用ダクタイル鋳鉄管（NS形）	JWWA-G-118	φ75mm以上	IDIP-NS	-	
	ステンレス 管	水道用ステンレス鋼管	JWWA-G-115	φ13～25mm	SSP	SUS316	
水道用ステンレス波状管		JWWA-G-119	φ20～25mm	SSP	SUS316	L=4.0m 15山×8連	
非 金 属 管	ポリエチレン管	水道配水用ポリエチレン管	JWWA-K-144	φ50mm	HPPE	-	宅地内 露出不可 添架不可

P.51

3-1 基準適合品使用の原則

給水装置は、水道法施行令第5条の給水装置の構造及び材質の基準（以下構造・材質基準）のうち、該当する性能を満たしたものでなければならない。

基準適合品の確認は、製品ごとに異なることから、それぞれにあった方法で行うこと。

ただし、水道メーターの1次側（口径φ50mm以上は、第一バルブまで）で使用する給水装置については、災害等による給水装置の損傷の復旧を、迅速かつ適切に行えるようにするために、管理者が指定した構造及び材質のものを使用するものとする。

P.52

3-2 給水材料の区分、使用場所

3-2-1 管種

水道メーターの1次側（口径φ50mm以上は、第一バルブまで）で使用できる管類は次表とおりとす。また、水道メーターの2次側及び口径φ50mm以上の第一バルブから水道メーターまでは、給水装置の構造及び材質基準によるものを使用することとする。

表 3-2-1 給水装置に使用できる管類

区分	材料名または名称	用途	規格	使用口径	記号	規格	備考
金 属 管	ダクタイル 鋳鉄管	水道用ダクタイル鋳鉄管（NS形）	JWWA-G-113	φ75mm以上	TDIP-NS	-	
	ステンレス 管	水道用ステンレス鋼管	JWWA-G-115	φ13～25mm	SSP	SUS316	
水道用ステンレス波状管		JWWA-G-119	φ20～25mm	SSP	SUS316	L=4.0m 15山×8連	
非 金 属 管	ポリエチレン管	水道配水用ポリエチレン管	JWWA-K-144	φ50mm	HPPE	-	宅地内 露出不可 添架不可

(注1) φ25mm以下の管種については、公道、私道及び宅地内（メーター1次側及びメーターまわり）は、水道用波状ステンレス管とする。

ただし、延長が長い場合は、直線部に直管を使用することができる。

(注2) 公道分に埋設する口径75mm以上の管は、ダクタイル鋳鉄管を使用すること。

(注3) やむを得ず露出配管として使用するときは、必ず防護すること。

(注4) 建物内部配管については、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管とする。

(注5) ダクタイル鋳鉄管は、耐震管（NS形）を基本とし、K形を使用する場合は、「離脱防止押輪（3DkN対応）」を必ず設置すること。

(注6) ダクタイル鋳鉄管は、国県道は1種（D1）、市道は3種（D3）を使用すること。

P.58

3-2-2 継手類

水道メーターの1次側（メーターまわりを含む）で使用できる継手類は表3-2-5のとおりとする。また、メーター2次側については、給水装置の構造及び材質に関する基準によるものとする。

表3-2-5 水道メーターの1次側（メーターまわりを含む）で使用できる継手類

名称	口径	規格	使用できる製品
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 管端防食継手(VLGP)	φ40	管端防食継手コア内蔵形	
水道用ダクタイル鋳鉄管継手 φ75以上	φ75以上	JWWA G 114の規格にJWWA G 112によりエポキシ樹脂粉体塗装したもの。	材料承認委員会での認証品
水道用ステンレス管 (SSP)	伸縮可とう式継手	φ13~25 SUS316	JWWA G 116の規格(ショートタイプも可)
	フレキシブル継手	φ20~25 L=0.5m 金具 袋ナット BC6 伸縮可とう継手 SUS316 本体 SUS316	
水道配水用ポリエチレン管継手 (HPPE)	φ50	融着(EF)継手	JWWA K 145の規格

(注1) 口径については、表3-2-1 給水装置に使用できる管類を参照すること。

(注2) φ50mm以上については、材料承認委員会で認定されたものを使用すること。

(注3) フレキシブル継手・及び止水栓（1次側）は絶縁タイプを使用すること。

(注4) VLGPφ40mmの使用箇所は第一バルブ以降とする。

(注1) φ25mm以下の管種については、公道、私道及び宅地内（水道メーター1次側）は、水道用ステンレス波状管を使用すること。

ただし、延長が長い場合は、直線部に水道用ステンレス鋼鋼管の直管を使用することができる。

(注2) 公道分に埋設する口径75mm以上の管は、ダクタイル鋳鉄管を使用すること。

(注3) やむを得ず露出配管として使用するときは、必ず防護すること。

(注4) ダクタイル鋳鉄管は、耐震管（NS形）を基本とし、K形を使用する場合は、「離脱防止押輪（3DkN対応）」を必ず設置すること。

(注5) ダクタイル鋳鉄管は、国県道は1種（D1）、市道は3種（D3）を使用すること。

P.58

3-2-2 継手類

水道メーターの1次側（口径φ50mm以上は、第一バルブまで）で使用できる継手類は「表3-2-5 水道メーターの1次側で使用できる継手類」とおりとする。また、水道メーター2次側については、給水装置の構造及び材質に関する基準によるものとする。

表3-2-5 水道メーターの1次側で使用できる継手類

名称	口径	規格	使用できる製品
水道用ダクタイル鋳鉄管継手	φ75mm以上	JWWA G 114の規格に、JWWA G 112によりエポキシ樹脂粉体塗装したもの。	材料承認委員会での認証品
水道用ステンレス管 (SSP)	伸縮可とう式継手	φ13~25mm、 SUS316	材料承認委員会での認証品
	フレキシブル継手	φ20~25mm、 L=0.5m□金具□袋ナット BC6、 本体・伸縮可とう継手□SUS316	JWWA G 116の規格 (ショートタイプも可)
水道配水用ポリエチレン管継手 (HPPE)	φ50mm	融着(EF)継手	JWWA K 145の規格品

(注1) 口径については、「表3-2-1 給水装置に使用できる管類」を参照すること。

(注2) φ50mm以上については、材料承認委員会で認定されたものを使用すること。

(注3) フレキシブル継手 及び 止水栓（1次側）は絶縁タイプを使用すること。

(注4) φ40mmの使用箇所は第一バルブ以降とする。

P.61

3-2-3 給水用具

水道メーターの1次側（メーターまわりを含む）で使用できる給水用具及び筐類は表3-2-6のとおりとする。

表 3-2-6 水道メーター上流側で使用できる給水用具及び筐類

名称	口径	規格等	備考	
栓類	サドル付分水栓	配水本管口径φ50~300mm以下 取出口径φ25mm以下	JWWA B 117 (ボール型 インナートリング付 防食フィルム付)	
	乙型止水栓	φ20~25mm	両水平おねじ	
	副止水栓	φ13~25mm	伸縮型 平行おねじ 蝶ハンドル	
弁類	埋設用バルブ	φ40mm	JWWA B 122 (両テーパーめねじ丸ハンドル)	
	ソフトシル仕切弁	φ50mm~	材料承認委員会 で認めたもの 右開き 左閉じ	
筐(ボックス)類	止水栓ボックス	φ20~25mm	φ100 H=300 固定形 伸縮形 ブルー蓋	
		φ40mm	φ150 H=300 固定形 ブルー蓋	
	仕切弁筐	φ20~40mm	材料承認委員会 で認めたもの φ250 VOS-21G-15LA	道路に設置する時
		φ50mm~	φ350 VOS-32G-20LA	
	ハイピット	φ20~40mm	材料承認委員会 で認めたもの φ250 NHVO-25	道路に設置する時
φ50mm~		φ350 NHVO-35		
メーターユニットPS用	φ13~25mm	ボールバルブ 逆止弁一体型 圧着式 金属 製台座固定式	東京都タイプ	
バルブ付T字管	配水本管口径φ350mm以上 取出口径φ20~25mm, 50mm	材料承認委員会 で認めたもの フランジ型		

(注) VLGPφ40mmの使用箇所は第一バルブ以降とする。

また、水道メーターの2次側で使用できる給水用具及び筐類は給水装置の構造及び材質の基準によるものとする。

P.65~66

4-2 管理者への連絡調整

(中略)

5. 給水装置主任技術者は、管理者からメーター等の貸与を受ける場合は、管理者と連絡調整を行うこと。

(中略)

P.60

3-2-3 給水用具

水道メーターの1次側（φ50mm以上は、第一バルブまで）で使用できる給水用具及び筐類は「表3-2-6 水道メーター上流側で使用できる給水用具及び筐類」のとおりとする。

表 3-2-6 水道メーター上流側で使用できる給水用具及び筐類

名称	給水管口径	規格	備考	
栓類	サドル付分水栓	配水本管口径φ50~300以下 取出口径φ25mm以下	JWWA B 117 ボール型インナートリング付 防食フィルム付	
	乙型止水栓	φ20~25mm	両水平おねじ	
	副止水栓	φ13~25mm	伸縮型平行おねじ蝶ハンドル	
弁類	埋設用バルブ	φ40mm	JWWA B 122 両テーパーめねじ丸ハンドル	既設のみ
	ソフトシル仕切弁	φ50mm~	材料承認委員会 で認めたもの 右開き左閉じ	
筐(ボックス)類	止水栓ボックス	φ20~25mm	φ100 H=300 固定型 伸縮型 ブルー蓋	
		φ40mm	φ150 H=300 固定型 伸縮型 ブルー蓋	既設のみ
	仕切弁筐	φ50mm~	材料承認委員会 で認めたもの φ350 VOS-32G-20LA	
		φ50mm~	材料承認委員会 で認めたもの φ350 NHVO-35	
	ハイピット	φ50mm~	材料承認委員会 で認めたもの φ350 NHVO-35	
メーターユニットPS用	φ13~25mm	ボールバルブ 逆止弁一体型 圧着式 金属製台座固定式	東京都タイプ	
バルブ付割T字管	配水本管口径φ350mm以上 取出口径φ20~25, φ50mm	材料承認委員会 で認めたもの フランジ型		

(注) φ40mmの使用箇所は第一バルブ以降とする。

また、水道メーターの2次側及び口径φ50mm以上の第一バルブ以降で使用できる給水用具及び筐類は給水装置の構造及び材質の基準によるものとする。

P.64~65

4-2 管理者への連絡調整

(中略)

5. 給水装置主任技術者は、管理者から水道メーターの貸与を受ける場合は、管理者と連絡調整を行うこと。

(中略)

5. について

主任技術者は、メーター及びメーターボックスの貸与を受ける場合は、貸与を受ける日の当日午前8時20分までに「工事施工報告書」にメーター貸与の旨を明記し管理者にファックスで連絡すること。

メーター等の受け取りについては、必要書類を用意し、午前9時00分から午前9時20分までの間に水道局メーター倉庫で受け取ること。

P.77
新規

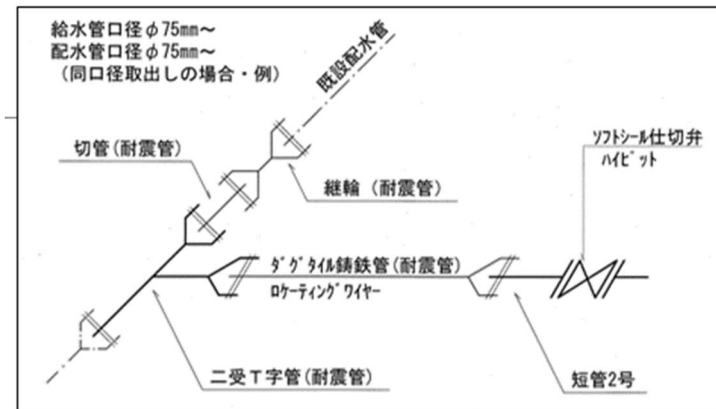
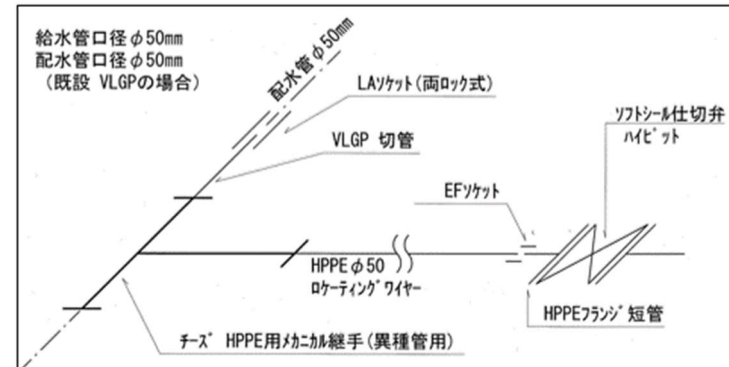
5. について

給水装置主任技術者は、水道メーターの貸与を受ける場合は、貸与を受ける日の当日午前8時20分までに「工事施工報告書」に水道メーター貸与の旨を明記し管理者にファックスで連絡すること。

水道メーター等の受け取りについては、必要書類を用意し、午前9時00分から午前9時20分までの間に水道局メーター倉庫で受け取ること。

なお、他水道事業者から分岐協定により給水を行う場合は、協定締結後の水道メーター貸与となる。協定締結まで納金から2週間程度の期間を見込むこと。

P.76



P.83

4-6-7 メーターの設置

1. 設置場所

- (1) 水道メーターは、次の点に留意して設置場所を選定すること。
 - (ア) 将来の維持管理上支障がなく、検針及び開閉栓作業に便利な場所。
 - (イ) 原則として、道路と宅地の境界から **2m** 以内の場所。(玄関方面に取り付けること。)
 - (ウ) 水道メーターボックス及びボックス内の配管は水平にし、点検に便利で泥砂、汚水の浸入しない場所。
 - (エ) 水撃作用の最も少ない場所。(通常使用する水栓より **1m** 以上離す。)
 - (オ) 車輛等が通行しない場所。
 - (カ) 給水栓より低い場所。
 - (キ) 漏水が生じても支障がない場所。
 - (ク) 地盤が強固で、凍結を生じない場所。
- (2) 直結給水可能な 2 階の住宅等は、すべて 1 階の屋外に設置すること。(パイプシャフトは除く)
- (3) 水道メーターボックス及びボックスの周囲にコンクリートを打設することは、避けること。
- (4) 水道メーター周辺の給水管には、ボール式副止水栓(伸縮型)及びS型逆止弁を取り付けなければならない。

2. パイプシャフト

- (1) 設置場所については、次のとおりとする。
 - (ア) いつでも(所有者及び使用者等が留守の場合を含む。)扉が開き、検針できること。
 - (イ) 扉の開口部の寸法は、**50cm×60cm** 以上とすること。
 - (ウ) 扉は、パネル用鍵で開けられること。
 - (エ) 水道メーターの高さは、床面より **1.0m** 以内であること。
 - (オ) 検針カードを投かんするため、郵便受けの近くにメーターを設置すること。
- (2) パイプシャフトに設置する場合は、メーターユニットを使用すること。(受水槽式給水から直結式給水に変更する場合を除く)
(省略)

P.82

4-6-7 水道メーターの設置

1. 設置場所

- (1) 水道メーターは、次の点に留意して設置場所を選定すること。
 - (ア) 将来の維持管理上支障がなく、検針及び開閉栓作業に便利な場所。
 - (イ) 原則として、道路と宅地の境界から **2m** 以内の場所。(玄関方面に取り付けること。)
 - (ウ) 水道メーターボックス及び水道メーターボックス内の配管は水平にし、点検に便利で泥砂、汚水の浸入しない場所。
 - (エ) 水撃作用の最も少ない場所。(通常使用する水栓より **1m** 以上離す。)
 - (オ) 車輛等が通行しない場所。
 - (カ) 給水栓より低い場所。
 - (キ) 漏水が生じても支障がない場所。
 - (ク) 地盤が強固で、凍結を生じない場所。
- (2) 直結給水可能な 2 階の住宅等は、すべて 1 階の屋外に設置すること。(パイプシャフトは除く)
- (3) 水道メーターボックス及び水道メーターボックスの周囲にコンクリートを打設することは、避けること。
- (4) 水道メーター周辺の給水管には、ボール式副止水栓(伸縮型)及び逆止弁を取り付けなければならない。

2. パイプシャフト

- (1) 設置場所については、次のとおりとする。
 - (ア) いつでも(所有者及び使用者等が留守の場合を含む。)扉が開き、検針できること。
 - (イ) 扉の開口部の寸法は、**50cm×60cm** 以上とすること。
 - (ウ) 扉は、パネル用鍵で開けられること。
 - (エ) 水道メーターの高さは、床面より **1.0m** 以内であること。
 - (オ) 検針カードを投かんするため、郵便受けの近くにメーターを設置すること。
- (2) パイプシャフトに設置する場合は、メーターユニット(東京型)を使用すること。(受水槽式給水から直結式給水に変更する場合を除く)
(省略)

P.85

3. 水道メーター前後の配管

水道メーター前後の配管は、次表のとおりとする。

メーター口径	使用管種	継手金物	バルブ等
φ13mm	ステンレス鋼管 (SUS316)	メーター用波状継手	ボール式副止水栓 (伸縮型)
φ20mm φ25mm	ステンレス鋼管 (SUS316)	メーター用波状継手	ボール式副止水栓 (伸縮型)
φ40mm	樹脂被覆鋼管	ニップルユニオン伸縮管	埋設バルブ
φ50mm以上	樹脂被覆鋼管	合フランジ伸縮管	ソフトシール仕切弁

P.84

3. 水道メーター前後の配管

水道メーター 1次側の配管は、次表のとおりとする。

メーター口径	使用管種	継手金物	バルブ等
φ13mm φ20mm φ25mm	ステンレス鋼管 (SUS316)	メーター用波状継手	ボール式副止水栓 (伸縮型)
φ40mm φ50mm以上	構造・材質基準による もの	ニップルユニオン伸縮管 ストレーナー伸縮管	埋設バルブ ソフトシール仕切弁

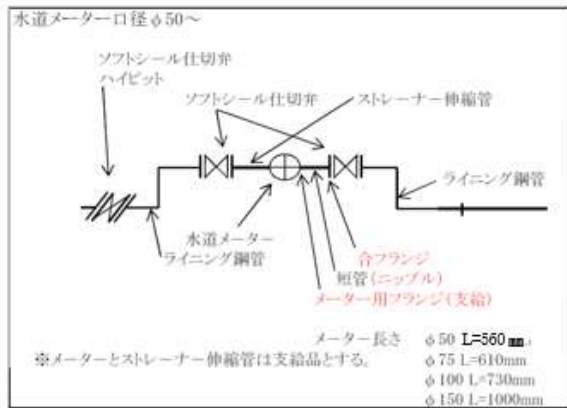
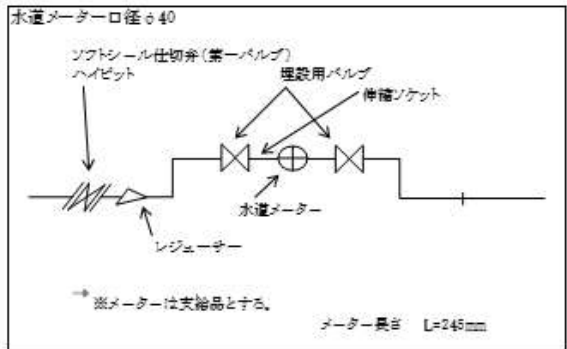
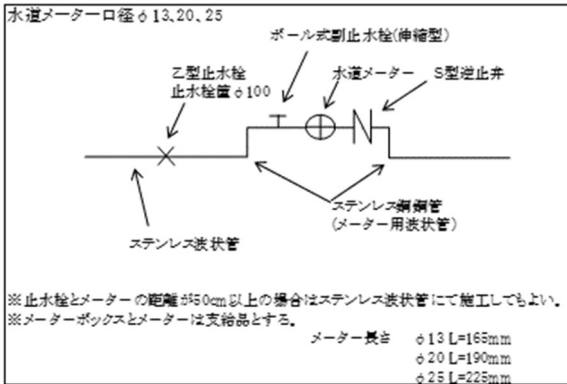
水道メーター 2次側の配管は、次表のとおりとする。

メーター口径	使用管種	継手金物	逆止弁
φ13mm φ20mm φ25mm	構造・材質基準による もの	ニップルユニオン伸縮管	逆止弁
φ40mm φ50mm以上			構造・材質基準による もの (複式または減圧式)
		ストレーナー伸縮管	

※ 引込み口径 50 mm以上の集合住宅、商業施設等における第1バルブ以降に設置する水道メーター前後の配管は、水道法施行令第5条の基準に適合するものとする。

P.85~86

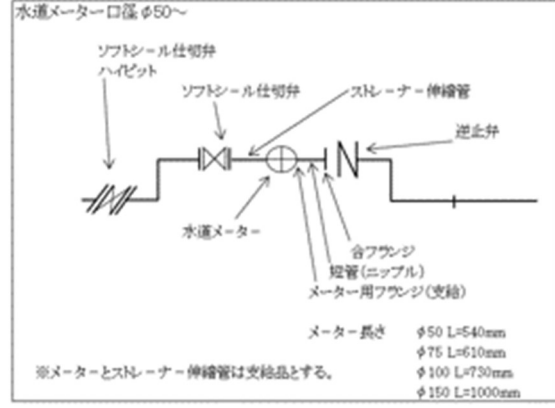
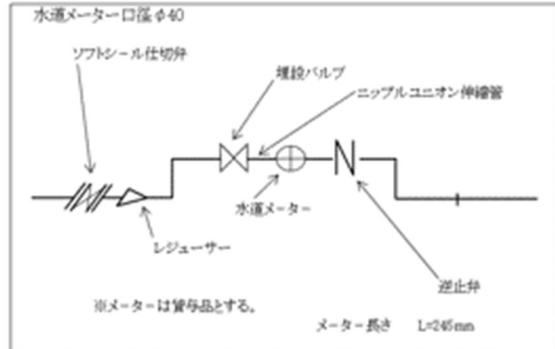
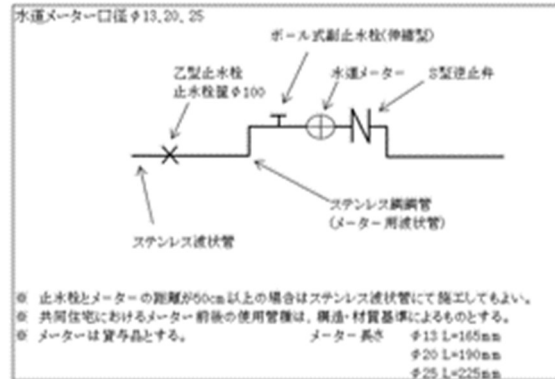
5. 水道メーター取り付け標準図



※φ50mmメーター、メーターユニット類使用時は、一部部材取外しによりL=245mm。

P.85

5. 水道メーター取り付け標準図



※φ50mmメーター、メーターユニット類使用時は、一部部材取外しによりL=245mm。

P.88

4-6-8 メーターボックス

1. $\phi 13\text{mm}$ 、 $\phi 20\text{mm}$ 、 $\phi 25\text{mm}$ については、原則として管理者貸与のものを使用すること。
 管理者貸与以外のメーターボックスの使用を希望する場合は、メーター検針及びメーター交換に支障がないか確認する必要があることから、希望するメーターボックスの規格・寸法の判る資料を揃えて事前に協議を行い、局の了承を得ること。
2. $\phi 40\text{mm}$ 以上については、別図（参考資料）のとおり施工すること。
 ただし、 $\phi 40\text{mm}$ の場合は、メーターボックス MB50SF（蓋 FRP 製：前澤化成工業㈱）と同等以上のものを使用できる。また、 $\phi 50\text{mm}$ についてメーターユニット類 M-232（前澤給装工業㈱メーターセット MS6-Rc-K2）を使用できる。
3. メーターボックスの基礎は十分締め固めること。
4. 水道メーター、器具等の取り換え及び操作が容易に行われるよう据え付けること。

P.88～89

4-6-8 メーターボックス

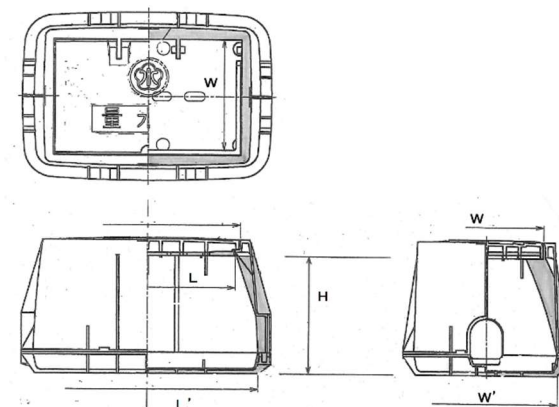
1. メーターボックスは、設置場所に適したものを選定し、工事申込者が費用負担すること。
2. メーターボックスの大きさは、下表 及び 下図に示したとおりとする。
3. メーターボックスの基礎は十分締め固めること。
4. 水道メーター、器具等の取換え及び操作が容易に行われるよう据え付けること。
5. $\phi 40\text{mm}$ 、 $\phi 50\text{mm}$ については、メーターユニット型、メーターセット型のボックスを使用することができる。

表 メーターボックスの大きさ（ $\phi 13\sim\phi 40\text{mm}$ メーター）

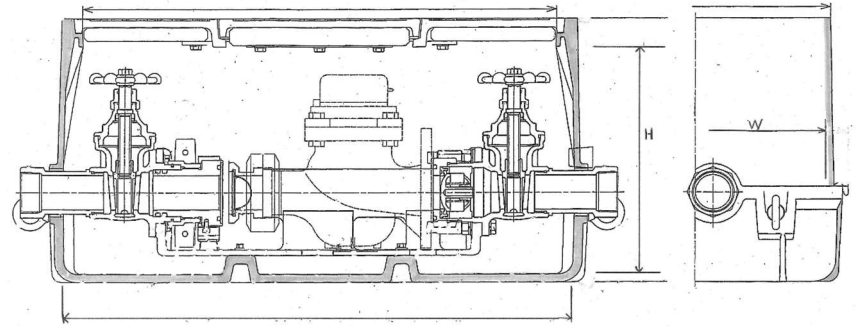
メーター口径 ^①	長さ(L)×横幅(W)×高さ(H)□□ (mm) ^②	備考 ^③
13mm ^④	L□286□×W□156□×H□175□ L' 340□×W' 235□ ^⑤	左記 寸法は、内空寸法。 ^⑥ 左記寸法の内空断面を確保すること。 ^⑦
20mm ^④	L□321□×W□180□×H□190□ ^⑧ L' 420□×W' 280□ ^⑤	
25mm ^④	L□440□×W□220□×H□200□ ^⑧ L' 490□×W' 280□ ^⑤	
40mm ^④	L□440□×W□260□×H□210□ ^⑧	※ $\phi 40$ 、 $\phi 50\text{mm}$ ボックスの寸法は、メーターユニット型、メーターセット型の場合の内空寸法を示したものである。 ^⑨
50mm ^④	L□670□×W□370□×H□360□ ^⑧	

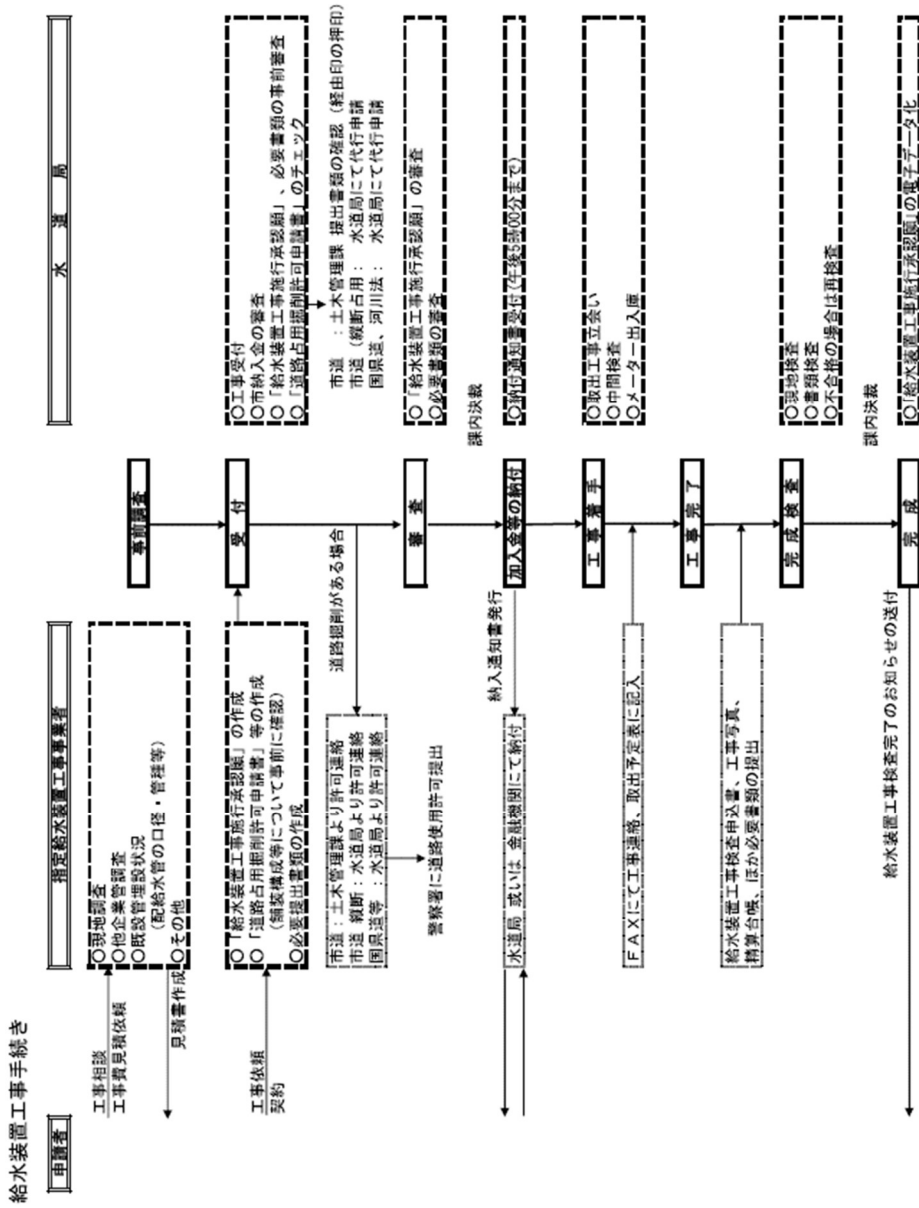
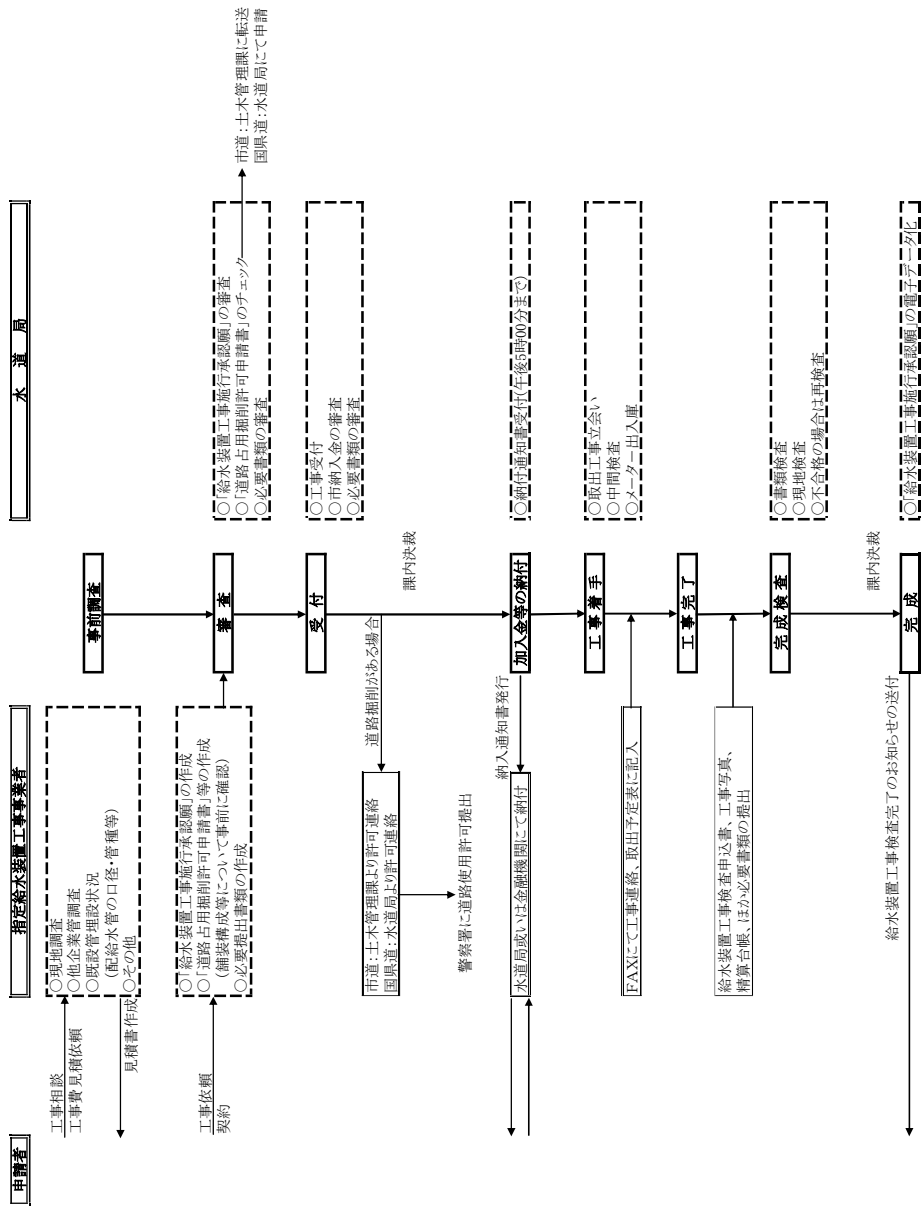
図 メーターボックス

$\phi 13\sim 25\text{mm}$



φ 40 mm、φ 50 mm





P.143～144

5-2-3 誓約書の記入例

誓約書の記入例は次のとおりとする。

1. 水の出不良念書

水の出の不良については、一切市水道局に対し、苦情は申しません。

平成 年 月 日
氏名 ○印

2. 屋内配管念書

屋内配管については、漏水等の一切の諸問題に対し市水道局に苦情を申しません。

平成 年 月 日
氏名 ○印

3. 給水装置に係る器具念書（湯沸器・製氷機・ウォータークーラー）

湯沸器・製氷機・ウォータークーラーを設置いたしますが、減・断水等により故障及び水質に異常が生じて市水道局に苦情は申しません。

平成 年 月 日
氏名 ○印

4. 給水栓 1 栓の時の増設念書

増設工事を行う場合には、小田原市指定給水装置工事事業者に依頼し市水道局の許可を受けた後、施工いたします。

平成 年 月 日
氏名 ○印

5. 共同管理に対する念書

今後、この給水装置は、〇〇〇〇を代表とし〇〇戸にて維持管理いたします。

平成 年 月 日
氏名 ○印
共有管所有者 住所
氏名 ○印

P.143～145

5-2-3 誓約事項の記入例

誓約書の記入例は次のとおりとする。

1. 水道メーター管理に対する誓約事項

私は、市から貸与された水道メータの善良な管理を怠り、破損し、または損失した場合には、事業管理者の定める損害額を賠償し、また、計量業務に支障が生じた場合には、自費をもって移設いたします。

平成 年 月 日
氏名 ○印

2. 給水装置維持管理に対する誓約事項（旧・屋内配管念書）

配水管分岐点から市水道局の漏水修理区分までを除く、給水装置における漏水等不具合については、当方にて修理いたします。

平成 年 月 日
氏名 ○印

3. 給水装置に係る器具に対する誓約事項（湯沸器・製氷機・ウォータークーラー）

湯沸器・製氷機・ウォータークーラーを設置いたしますが、減・断水等により故障及び水質に異常が生じても当方に対応します。

平成 年 月 日
氏名 ○印

4. 給水栓 1 栓の時の増設に対する誓約事項

増設工事を行う場合には、小田原市指定給水装置工事事業者に依頼し市水道局の承認を受けた後、施工いたします。

平成 年 月 日
氏名 ○印

6. 撤去念書（臨時栓の時）

使用完了後は、責任をもって分岐点から撤去いたします。

平成 年 月 日
氏名 ○印

7. 所有者不明念書

所有者不明管から分岐した後の一切の諸問題は、当方で責任をもって処理いたします。

平成 年 月 日
氏名 ○印

8. 貯水槽（タンク）給水念書

分岐点以降の維持管理は責任をもって行い、特にボールタップ故障による漏水及び使用の水量については一切市水道局には苦情を申しません。

平成 年 月 日
氏名 ○印

9. 親メーター検針に対する念書

分岐点以降の維持管理は、責任をもって行い、特にボールタップ故障による漏水及び使用水量は、親メーター検針にて料金を支払い、水道料金等の一切の諸問題に対し市水道局に苦情を申しません。

平成 年 月 日
氏名 ○印

10. 貯水槽（タンク）念書

水の出が悪くなった場合は、貯水槽（タンク）を設置いたします。

平成 年 月 日
氏名 ○印

11. 営業等、直結給水に対する念書

減・断水等により営業に支障が生じても市水道局に苦情は申しません。

平成 年 月 日
氏名 ○印

5. 共同管理に対する誓約事項

今後、この給水装置は、〇〇〇〇を代表とし〇〇戸にて維持管理いたします。

平成 年 月 日
氏名 ○印

共有管所有者 住所
氏名 ○印

6. 所有者不明に対する誓約事項

所有者不明管から分岐した後の一切の諸問題は、当方で責任をもって処理いたします。

平成 年 月 日
氏名 ○印

7. 貯水槽（タンク）給水に対する誓約事項

貯水槽以降の維持管理は責任をもって行い、特にボールタップについては十分注意を払います。

平成 年 月 日
氏名 ○印

8. 営業等、直結給水に対する誓約事項

減・断水等により営業に支障が生じても市水道局に苦情は申しません。

平成 年 月 日
氏名 ○印

9. 既設配管接続に対する誓約事項

既設引込管を使用しますが、赤水等が生じても市水道局に苦情は申しません。

平成 年 月 日
氏名 ○印

10. 改造（布設替）に対する誓約事項

水の出が不良のときは、給水装置及び引込管を改良いたします。

平成 年 月 日
氏名 ○印

1 2. 既設配管接続に対する念書

既設配管に接続いたしますが、赤水及び漏水等が生じて市水道局に苦情を申しません。

平成 年 月 日
氏名 ○印

1 3. 改造（布設替）念書

水の出が不良のときは、給水装置及び引込管を改良いたします。

平成 年 月 日
氏名 ○印

1 4. 太陽熱温水器念書

太陽熱温水器を設置いたしますが、屋根上でのき損等による漏水及び水圧、水量の低下、その他不備が生じて当方の責任において修繕をし市水道局には苦情を申しません。

平成 年 月 日
氏名 ○印
設置器種
メーカー名 型式

1 5. 機能水器具の設置に対する念書

浄水器・活水器についての維持管理は、当方で責任をもって行い、水質の変化については一切市水道局に苦情を申しません。

平成 年 月 日
氏名 ○印

[解説]

12. について

公道上の給水管の布設替をしない場合（ステンレス鋼管以外）は必ず記入すること。

注釈)

申込者にて記入捺印をしてもらい提出のこと。欄外に記載する場合は、欄外にも

1 1. 太陽熱温水器に対する誓約事項

太陽熱温水器を設置いたしますが、屋根上でのき損等による漏水及び水圧、水量の低下、その他不備が生じて当方の責任において修繕をし市水道局には苦情を申しません。

平成 年 月 日
氏名 ○印

設置器種
メーカー名 型式

1 2. 機能水器具の設置に対する誓約事項

浄水器・活水器についての維持管理は、当方で責任をもって行い、水質の変化については一切市水道局に苦情を申しません。

平成 年 月 日
氏名 ○印

下記については、平成 24 年 4 月の告知に基づき、別紙定型の誓約書により、誓約書を提出すること

（参考まで、誓約文面のみ抽出し掲載いたします。）

1 3. 舗装に先行し給水管を取出す際（分譲管）に対する誓約事項

この度、下記地内における宅地造成等に伴う道路舗装に先行して各区画への給水管を取出す工事を行います。将来計画の変更等で、当該工事にて施工した給水管が不要になった場合には自費にて撤去し、給水管の不具合や口径に変更が生じた場合には自費にて改修します。

また、売買契約や譲渡等により所有者変更がある場合は、撤去も含め維持管理の責務について敬称ずることを誓約いたします。

1 4. 給水栓を1栓も受ける給水装置工事（工事中臨時栓等）に対する誓約事項

この度、小田原市 地内において工事中給水装置工事（給水栓を1栓も受ける工事）を申し込みますが、建築計画が確定次第、必ず工事前小田原市視指定給水装置工事事業者を通じて給水装置工事の申込みを行い、施行承認を受けます。

なお、給水装置工事の施行承認を受けずに工事を実施した場合には、後続の給水装置工事を手続きし、承認されるまでの間、工事中（臨時栓）料金適用とし、工事申込み、給水装置の是正工事等、水道局の指示に従います。

押印を得ること。

念書提出がなく、常時給水に支障がなく、使用出来るような施設にすること。

簡易増設にて、申請を出す場合は、別紙にて誓約書を記入すること。

水道局の指示に従わない場合には、小田原市給水条例に基づき給水を停止されても異議申し立てをいたしません。

また、当該給水装置工事について売買契約等により所有者変更がある場合にも、上記誓約の全てを継承します。

15. 水の出不良に対する誓約事項

小田原市 において施工する給水装置工事につきましては、水の出不良については、一切市水道局に対し苦情は申しません。

また、水の出が不良のときは、自費を持って給水装置 及び 引込管を改良いたします。

16. 消火用施設を設置する工事に対する誓約事項

小田原市 において設置する消火用施設の維持管理は責任を持って行ないます。

なお、市水道局の断水・減水等により消火用施設の故障及び水量不足等が生じた際も市水道局に対し、一切苦情などは申しません。

[解 説]

9. について

公道上の給水管の布設替をしない場合（φ20~25 mmにおいてはステンレス鋼管以外、φ50 mmについては HPPE 以外、φ75 mm以上については TDIP-NS 以外）は必ず記入すること。

注釈)

- ・ 誓約書の提出がなく、常時給水に支障がなく、使用出来るような施設にすること。
- ・ 申込者にて記入捺印をしてもらい提出のこと。
- ・ 申請書の誓約記載欄に入りきらず、欄外に記載する場合は、欄外にも署名、押印を得ること。
- ・ 簡易増設にて、申請を出す場合は、別紙にて誓約書を記入すること。

P.146

6. 給水装置記号

記号は次のとおりとする。

(1) 弁・栓類・その他

名称	仕切弁	スルースバルブ等	止水栓	副止水栓	逆止弁	メータ	空気弁
図示記号							

名称	消火栓	
	地上式	地下式
図示記号		

P.147

6. 給水装置記号

記号は次のとおりとする。

(1) 弁・栓類・その他

名称	仕切弁	スルースバルブ等	止水栓	副止水栓	逆止弁	メータ	空気弁
図示記号					 (単式)		
					 (複式)		

名称	消火栓	
	地上式	地下式
図示記号		

P.162

5-4 提出書類

2. 添付書類

(1) 一般住宅等に水道メーターを新設する工事

提出書類	提出数	備考
① 給水装置工事施行承認願	1	
② 建築確認済証の写し	1	第一面、第二面
③ 固定資産評価証明書	1	
④ 全部事項証明書等 (通称：登記簿謄本)	1	
⑤ 住民票	1	
⑥ 道路・水路・占用・掘削許可申請書	3	国・県道、河川法は別書式
⑦ 水道利用加入金減額・免除申請書	1	
⑧ 給水装置所有者名義・住所変更届	1	
⑨ 給水装置種別用途変更届	1	
⑩ 給水装置増設工事施行承認願 (簡易)	1	

[解説]

③・④について

② 建築確認済証の写しがない場合にどちらかを提出する。

⑤について

新設する水道メーターの口径がφ20mm以下で、工事申込みの日から3年前より当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有する個人が自己の居住の用に供する住宅で水道利用加入金の減額を受けるときに提出する。

P.163

5-4 提出書類

2. 添付書類

(1) 一般住宅等に水道メーターを新設する工事

提出書類	提出数	備考
① 給水装置工事施行承認願	1	
② 建築確認済証の写し	1	裏、第一面、第二面
③ 固定資産評価証明書	1	
④ 全部事項証明書等 (通称：登記簿謄本)	1	
⑤ 住民票	1	加入金の減額を受ける場合
⑥ 道路・水路・占用・掘削許可申請書	3	国・県道、河川法は別書式
⑦ 水道利用加入金減額・免除申請書	1	
⑧ 給水装置所有者名義・住所変更届	1	
⑨ 給水装置種別用途変更届	1	
⑩ 給水装置増設工事施行承認願 (簡易)	1	

[解説]

③・④について

② 建築確認済証の写しがない場合にどちらかを提出する。

⑤について

新設する水道メーターの口径がφ20mm以下で、工事申込みの日から3年前より当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有する（住民票上で確認が出来る場合）個人が自己の居住の用に供する住宅で水道利用加入金の減額を受けるときに提出する。